

令和2年6月22日

書面規制、押印、対面規制の見直しについて

議長代理 高橋 進

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、令和2年4月27日経済財政諮問会議における総理からの検討要請を踏まえ、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しとして、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民のこれまでの規制・制度や慣行の見直しに取り組んだ。これまでの見直しの結果及び今後の取組は以下のとおり。

1. 行政手続に関するもの

経済4団体からテレワークの障害となる規制・制度等について緊急要望（以下「緊急要望」という。）を受け、新型コロナウイルス感染防止の観点からの緊急対応と制度的対応に分けて、各府省にこれに対する回答を求めたが、これらの回答は必ずしも十分な対応とはいえなかった。

このため、規制改革推進会議として見直しの具体的基準（以下単に「具体的基準」という。）を示した上で、4団体から具体的な事項として要望があった行政手続について、各府省に再検討を求めた。（別添1）

また、会計手続や人事管理上の手続など各府省の内部手続については、行政改革推進本部事務局が中心となって、見直しの取組を進めてきた。

これまでの検討状況及び今後の取組は以下のとおり。

(1) 緊急対応

① 経済4団体から具体的な事項として「緊急要望」があった行政手続について

- これらの事項については、多くの府省から、
- ・法令に根拠がない押印を求めないこととする、
 - ・押印がなくとも申請を受け付ける、
 - ・オンライン手続を簡素化する、
 - ・電子メールによって書類を受理する

など、具体的基準に沿った対応を行う旨の回答を得られた。

この結果、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により概ね一定の緊急対応が行われることとなった（別添2）。

② 具体的要望があった以外の手続について

①以外の行政手続についても、同様の緊急対応を実施すべきであることから、各府省に対し、優先順位の高いものから順次、「具体的基準」に従い、緊急対応を求めるとも

に、その周知を行うことを求める。

(2) 制度的対応

各府省に対し、緊急対応を行った手続だけでなく、書面主義・押印原則・対面主義が求められているすべての行政手続について、恒久的な制度的対応として、年内に「具体的基準」に照らして必要な検討を行い、法令・告示・通達等の改正を行うよう求める。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施する IT 総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。

- ・書面規制については、オンライン利用の円滑化のため様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化（e メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を含む）の推進
- ・押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的代替できる方策を明確にする。
- ・対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討

(3) 会計手続その他の各府省等の内部手続

① 会計関係手続について

一部府省からは、会計関係書類の押印等について、

- ・電子調達システムの利用促進に努める、
- ・見積書、請求書、領収書等について押印不要とする

等の回答があった。

行政改革推進本部事務局が中心に、6月18日に、各省の会計課長等で構成される旅費・会計業務効率化推進会議幹事会を開催し、納品物の検査（立会い）や委員手当支払い時の確認書（押印）の廃止等を行っている会計手続における優良事例が示されたところであり、それを基にした書面・押印・対面の見直しを求める。（別添3）

② 人事関係手続、決裁関係手続について

このほか、行政改革推進本部事務局が中心に、休暇簿（押印）、職員の年末調整文書（押印）など人事関係書類（6月10日に人事管理官会議幹事会を開催）の見直し、電子決裁の推進などを進めており、行政や独立行政法人の内部手続における優良事例が示されたところであり、これらを基にした書面、押印、対面の見直しを求める。

③ 行政改革推進本部事務局によるフォローアップ

行政改革推進本部事務局は、制度的対応が必要となるものも含め見直しを進め、優良事例を基にした各府省や独立行政法人の見直し結果について年内を目途に状況のフォローアップを行う。

(4) 地方公共団体における取組

国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、法令等所管府省に対

し、(1)及び(2)に則り、緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うよう求める。

また、地方公共団体が独自に実施する手続については、総務省において、上記(1)～(3)の国の対応方針を示し、国に準じた対応が実施されることが望ましい旨について、地方公共団体に対して技術的な助言を行う。

2. 民間の商慣行等による手続に関するもの

(1) 押印慣行の見直しについての考え方の整理

商慣行として押印が定着している民間事業者間の商取引等に関して、民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、押印を廃止した場合の懸念点に答えるQ&Aを関係省庁（内閣府、法務省、経済産業省）が作成（6月19日公表）し、広く周知する。

(2) 電子署名の活用促進

① サービスの利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得るところである。このようなサービスに関して、電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」の解釈において、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できることについて、その考え方を明らかにするQ&A等を関係省庁（総務省、法務省、経済産業省）が作成する。

② 電子署名法第3条における真正成立推定の要件に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方について早期に結論を得る。

(3) テレワーク推進のための仕事のやり方の抜本見直しに向けた、官民の連携

書面主義、押印原則、対面主義に関する規制・制度や民間慣行等の見直しを官民連携して進めるため、「テレワーク推進に向けた経済団体及び関係省庁連絡協議会」(※)を設置。デジタル時代に向けて、経済界及び行政が協力して、書面主義・押印原則・対面主義の見直しの取組を推進することを確認する。その上で、今後も引き続き、意見交換等行い、取組を進める。

(※) 構成メンバー：

日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟

規制改革推進会議

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房 経済再生総合事務局、

内閣府 規制改革推進室、総務省、法務省、経済産業省

(4) 特定分野における規制・制度の見直し

① 不動産関係（重要事項説明書の書面交付等）

不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付等に向け、直近の法改正の機会を捉えて速やかに必要な制度整備を行う。今後も引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行っていく。

② 金融関係（口座開廃、融資の申込み等、顧客と金融機関間の手続の書面・押印等）

金融関連手続における押印不要化や電子化等に向けて、銀行協会、保険業協会、証券業協会等の幅広い金融業界団体と金融庁等の行政機関から構成される検討会を設置。現場の声を踏まえて見直し事項を洗い出し、早急に解決策を検討し、実行に移す。

③ 会社法等一般法関係（取締役会議事録の取締役押印、単体計算書類のウェブ開示等）

取締役会議事録を電磁的に作成した場合の電子署名について、いわゆるリモート署名や電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスも認められることを法務省が明確化。商業登記のオンライン申請の添付書面情報においても、一定の場合に利用を可能とし、6月15日に法務省ホームページに掲載。

株主総会資料を一定期間ウェブサイトに掲載することによって株主に提供したものとみなす「ウェブ開示によるみなし提供制度」について、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令が公布・施行され、緊急措置として、単体計算書類等が対象とされた。

今後も引き続き、課題の洗い出し及び解決に向けた取組を行っていく。

(以上)